

# 2014年12月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 議事概要

## I. 概要

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2014年12月4日、5日に英国 (ロンドン) で開催された。ASAF 会議の主な内容は、次の通りである。

### 2014年12月 ASAF 会議出席メンバー (2014年12月4日、5日 ロンドン IASB) (ASAF メンバー<sup>1</sup>)

組織名	出席メンバー
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Françoise Flores 他
英国財務報告評議会 (FRC)	Roger Marshall
ドイツ会計基準委員会	Liesel Knorr 他
スペイン会計監査協会	Ana Martínez-Pina
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Clement Chan
オーストラリア会計基準審議会	Kris Peach 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	小野 行雄 他
中国会計基準委員会	Liu Guangzhong 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Alexsandro Broedel Lopes
米国財務会計基準審議会 (FASB)	Russell Golden 他
カナダ会計基準審議会	Linda Mezon 他

#### (IASB 参加者)

Hans Hoogervorst 議長 (ASAF の議長)、Ian Mackintosh 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

### 2014年12月 ASAF 会議の議題

議題	審議時間	参照ページ
開示に関する取組み	1.0 時間	P. 3
排出量取引	1.0 時間	P. 6
料金規制	1.0 時間	P. 11

<sup>1</sup> 南アフリカ財務報告基準評議会 (PAFA) の Kim Bromfield 氏は欠席。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

議題	審議時間	参照ページ
リース	0.5 時間	P. 15
退職後給付	0.5 時間	P. 18
マクロヘッジ	1.5 時間	P. 20
持分法	1.5 時間	P. 24
外貨換算	0.5 時間	P. 27
インフレ会計 <sup>2</sup>	0.5 時間	N/A
保険契約	0.5 時間	P. 29
アジェンダ協議 2015	0.5 時間	P. 33

### 今後の日程(予定)

2015 年 : 3 月 26 日、27 日、7 月 16 日、17 日、10 月 1 日、2 日、12 月 7 日、8 日

### ASAF 会議への対応

2. 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、ASAF 対応専門委員会等において検討を行った。

---

<sup>2</sup> インフレ会計に関する議論については、報告を割愛させていただく。

## II. 開示に関する取組み

3. IASBは、開示原則プロジェクトのディスカッション・ペーパーの作成に向けた議論に着手しており、この中には、IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」の要求事項の見直しが含まれている。IASBは、検討を進めるにあたって、英国の財務報告評議会（FRC）によって行われているリサーチ・プロジェクトを活用するとしており、FRCスタッフが作成したペーパーをベースとして議論を行っている。
4. 当日のASAF会議では、FRCスタッフが作成したペーパーに関して、次の項目について議論された。
  - (1) 資本的支出の支払いに関する表示
  - (2) キャッシュ・フロー計算書における利息の表示
  - (3) 表示項目の開示

### ASAF 会議での議論の概要

5. FRC スタッフからの説明に対し、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

#### （資本的支出の支払いに関する表示）

- (1) 財務諸表の表示プロジェクトにおいて、あるべき区分や分類について議論がされ、財政状態計算書、包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書において一体性のある区分表示により報告書間の連携を図ることが提案されたが、過去の議論を踏まえると、財政状態計算書及び包括利益計算書を考慮することなく、キャッシュ・フロー計算書のみで議論をすべきか疑問である。
- (2) キャッシュ・フロー計算書の目的を明確にし、各活動区分の定義について再検討した後でなければ、資本的支出の支払いの区分を議論できないのではないかと。
- (3) 本件を検討するにあたっては、投資活動の区分の意味を明確にすべきではないかと。その際、投資活動は、財務リターンを得るための投資として位置づけるべきではないかもしれない。
- (4) 市場関係者からは、キャッシュ・フロー計算書に対してあまり関心が示されておらず、一定の情報が適切に注記情報として開示されていれば問題がないとの見解が聞かれる。
- (5) キャッシュ・フロー計算書の有用性は業種によっても異なり、ハイテク企業ではキャッシュ・フロー情報がより重要であるかもしれない。また、キャッシュ・フロー

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

計算書のあり方を検討するにあたっては、財政状態計算書、包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書の 3 表が果たすべき役割に立ち返って、検討する必要がある。

- (6) 米国では、3 区分のカテゴリーについて、キャッシュを分離する必要があるかを含めて多くの質問が寄せられている。有形固定資産への支出について取替と拡張を分離すべきかについては、実務上判断が困難であるほか、場合によっては新たなシステム投資が必要となり得るため、せいぜい主要部分がどのカテゴリーに区分されるかによる判断しかできないのではないかと。理論的には検討しようとしている問題は理解できるが、実務上は両者を区分することは困難ではないかと。
- (7) 本件を検討するにあたっては、キャッシュ・フロー計算書の目的（例えば、流動性に関する情報を提供する目的か、包括利益計算書の動きを説明する目的か）に立ち返って議論する必要があると考えられる。

#### （利息の表示）

- (8) 現在、米国基準では利息に関するキャッシュ・フローは営業活動で区分されるが、非営利企業の会計基準の検討において、財務に区分すべきという暫定決定を行っており、当該考え方を踏まえると財務カテゴリーに区分すべきと考えられるのではないかと。
- (9) 当初の取引の区分に基づき対応する利息の表示を区分する考え方によると、まず各活動区分の定義が必要になるのではないかと。

#### （表示項目の開示）

- (10) 米国では政府機関に対しては直接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成が要求されているほか非営利組織に対して直接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成を要求することを検討しているが、民間企業に対しては間接法によるキャッシュ・フロー計算書の方が望ましいという見解が多く示されている。

## ASBJ の発言要旨

6. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) 概念フレームワークの OB17 項は、発生主義会計により提供される情報は、現金収入及び現金支払のみに関する情報よりも、企業の過去及び将来の業績を評価するためのよりよい基礎を提供するとしている。これは、発生主義会計に基づいて作成される財

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

政状態計算書及び包括利益計算書の方が、現金主義会計に基づいて作成されるキャッシュ・フロー計算書よりも有用な情報を提供していることを含意している。こうした観点からは、キャッシュ・フロー・計算書は、発生ベースによる損益の補足情報と位置付けられる。

- (2) キャッシュ・フロー計算書が補足情報としての位置付けである場合、有用性があり得る情報をすべて検討するのではなく、優先順位を適切に付けて優先度の高い論点から検討すべきであるとする。このため、キャッシュ・フロー計算書の目的、及び、複数の目的がある場合にはそれらの優先順位を明らかにすることが必要と考える。
- (3) なお、我々が市場関係者に意見聴取を行った範囲では、資本的支出の支払いや利息の表示に関する論点より、期末における現金残高の制約のほか、営業利益と営業キャッシュ・フローの相違について、どのような原因の開示がされるべきかといった点を優先的に検討すべきではないかといった見解が聞かれた。
- (4) 直接法キャッシュ・フロー計算書の要求については、これまで主に作成者からコスト・ベネフィットから賛同が得られていないと認識している。我々は、顧客から受け取るキャッシュなどの一部の項目を総額での開示情報は有用である可能性があると考えているが、コスト・ベネフィットの観点から検証が必要であるとする。
- (5) 運転資本に関連するキャッシュ・フローの開示については一定の有用性はありえるが、我々は、当該情報がキャッシュ・フロー計算書の目的の観点から最も重要な情報とは考えていない。このため、我々は、まずキャッシュ・フロー計算書の位置づけや達成すべき目的を明らかにしたうえで、詳細な検討を進める必要であるとする。

### III. 排出量取引スキーム

7. IASB は、排出量取引に関するリサーチ・プロジェクトを開始している。IASB の排出量取引に係るプロジェクトに関しては、過去、欧州連合 (EU) において 2005 年に開始されたキャップ・アンド・トレード (CAT : 排出量取引スキームの一類型) のスキームに対処するため、2004 年に IFRIC 解釈指針 (IFRIC) 第 3 号「排出権」が公表されたが、これによると会計上のミスマッチが生じるとの懸念が示されたため、2005 年に取り下げられた。その後、IASB は FASB と共同プロジェクトを開始したが、効率的な資源の配分等の観点から、2010 年に中断された。
8. 排出量取引に関する過去の検討においては、CAT スキームに関して、主に次の会計上の論点が特定されている。
  - (1) 排出枠を資産として認識すべきか
    - ① 排出枠を資産として認識する場合の認識時点
    - ② 排出枠を資産として認識する場合の測定方法
  - (2) 実際の排出量に相当する排出枠を返還する義務を負債として認識すべきか
  - (3) 購入又は割り当てられた排出枠と関連する負債を純額で表示すべきか
9. 実務においては、主に次の 3 つの会計処理のアプローチが存在するとされている。

**アプローチ 1 :** 次のように会計処理を行う。

- 当初認識 (排出枠の発行時) : 排出枠について、無償取得分を発行時の市場価格、有償取得分を原価で測定して資産として認識する。なお、無償取得分については、政府補助金を資産と同額認識する。
- 事後測定 : 資産は原価又は市場価格で測定する (ほかに減損テストが行われる) とともに、政府補助金は遵守期間にわたり、規則的かつ合理的な方法で償却する。
- 負債の認識及び測定 : 排出が行われた時点で負債を認識し、各報告日末において、排出枠の市場価格をベースに測定する。

**アプローチ 2 :** 資産の会計処理はアプローチ 1 と概ね同様であるが、負債について次のように測定する。

- 各報告日末において、実際の排出量をカバーするのに利用される企業が保有する排出枠の帳簿価額で測定する。
- 各報告日末において、企業が保有する排出枠を超えた排出量をカバーするのに必要な部分を排出枠の市場価格で測定する。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

アプローチ 3：次のように会計処理を行う。

- 当初認識（排出枠の発行時）：排出枠を原価（無償取得分については、ゼロ）で測定して資産として認識する。
- 事後測定：資産は取得原価で測定する（ほかに減損テストが行われる）。
- 負債の認識及び測定：排出が行われた時点で負債を認識し、各報告日末において、企業による実際の排出量をカバーするのに利用される企業が保有する排出枠の帳簿価額で測定するとともに、企業が保有する排出枠を超えた排出量をカバーするのに必要な排出枠について排出枠の市場価格で測定する（結果として、無償取得による場合、企業が保有する排出枠を超えた排出が行われたい限り、負債は認識されないことが想定される）。

10. 今回の ASAF 会議では、排出量取引に関するリサーチプロジェクトを開始するにあたって、主に、次の事項について議論された。

- (1) ASAF メンバーの各法域において、どのような種類の排出量取引があり、どのような会計上の取扱いが示されているか
- (2) プロジェクトの範囲をどのようにすべきか

### ASAF 会議での議論の概要

11. IASB スタッフからの説明に対し、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

#### （各国の排出量取引及び会計処理）

- (1) EU では、CAT スキームが存在している。当該 CAT スキームは、現在、第 3 フェーズ（2013 年から 2020 年まで）に移行しており、第 3 フェーズでは、排出枠の無償割当が 80%から 30%まで減少する。会計処理に関しては、実務において、IFRS 適用企業は、アプローチ 3 により会計処理を行っていることが多い。
- (2) 中国では、2 つの排出量取引スキームが存在している。1 つはクリーン・ディベロップメント・メカニズム（CDM）であり、もう 1 つが CAT スキームである。会計処理に関しては、実務では、CDM については現金を受領した際に収益を認識し、CAT スキームについてはアプローチ 3 と類似した会計処理が広く行われている。
- (3) AOSSG メンバーのうち、韓国では、CAT スキームが存在している。会計処理に関しては、韓国では自国基準を有しており、韓国基準では、資産は無形資産として認識される。（資産の）測定額は、コンプライアンス・モデルかトレーダー・モデルかによ

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

り異なり、コンプライアンス・モデルでは、取得原価に基づいて測定が行われ、トレーダー・モデルでは、公正価値に基づいて測定が行われる。

- (4) AOSSG メンバーのうち、ニュージーランドでは、ハイブリッド型の排出量取引スキームが存在しており、特定の遵守期間末時点の不足又は余剰のみが取引可能である。ニュージーランドでは、排出量取引スキームについて特段の会計上の取扱いは定められていない。
- (5) オーストラリアでは、政府によって排出量削減ファンドが運営されている。排出者は、排出計画に応じて、ファンドから現金を受領することができる。会計処理については、認識される資産が金融資産か無形資産かが主な論点となっている。
- (6) カナダでは、CAT スキームが存在しており、炭素税も導入が予定されている。CAT スキームの会計処理に関して、アプローチ 3 が最も一般的であるが、アプローチ 1 の事例もある。
- (7) 米国では、排出量取引スキームが存在しないため、排出量取引に関する会計基準も存在しない。

#### (スコープ及び会計上の論点など)

- (8) 排出量取引スキームでは、財務諸表の構成要素の定義をいつ満たすのか、概念フレームワークとともに検討することが望まれる。また、会計単位を、排出枠単位、活動単位、企業単位のいずれとすべきかという論点がある。
- (9) 排出量取引スキームの会計処理で最も難しい論点は、負債をいつ認識すべきであるかという点である。特に現在の義務を生じさせる事象がいつ生じたかが論点となり、通常は排出時に当該事象が生じたと考えられるが、実態として期初に現在の義務を生じさせる事象が生じているという考え方もある。
- (10) 排出量取引スキームについては、負債が重要であるという点には同意するが、負債を検討すると引当金に関する論点に直面し、引当金から検討することになるのではないか。
- (11) 重要なのは、最も有用で、理解可能で、複雑性を避ける会計処理となるようにすることと考える。負債に関しては、排出に応じて負債を認識することによって利用者の理解が容易となる。他方、資産については、初日の利益の認識を避けつつ、事後においてリサイクリングを行うことが必要かもしれない。また、会計単位に関連して、排出量が（無償で割り当てられた）排出枠を超えるまで何も生じないとする考

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。



え方もある。

- (12) 異なる事業モデルでは、異なる会計処理が必要となる。このため、一つの会計基準によって、全ての事業モデルをカバーできるとは思えない。また、全てのライセンス（例えば空港の発着枠）が資産として認識されている訳ではない。排出枠も一種のライセンスだと考えると、割当時に何も認識しないという考え方もある。

## ASBJの発言要旨

12. 本件について、ASBJから、主に次の発言を行っている。

- (1) 我が国では、自主的又は強制的な複数の排出量取引スキームが存在している。そのうち1つは自主的であるが全国を対象とした、「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」である。他の2つは、限られた地域を対象としているが法的強制力のある東京と埼玉の「CAT 排出量取引スキーム」である。
- (2) ASBJは、過去に、これらのスキームを踏まえた取引に関する会計上の取扱いを示したガイダンスを公表している。我が国の会計基準では、排出枠を無償で供与された時点で資産及び負債を認識することを要求していない。また、排出枠について専ら第三者に販売することを目的として入手したものか、自社で使用することを目的として入手したものかによって、異なる取扱いを要求している。これは、当該目的の違いによって、資産が将来キャッシュ・フローに貢献する方法が大きく異なるためである。
- (3) プロジェクトを開始するにあたって、過去の経験により得られた教訓を検討することが重要であり、特に、IASBは、まず、次の点を識別することが効率的であると考え。
- ① これらの排出量取引スキームの会計処理を行う適切な会計単位はどのようなものか
  - ② 排出枠に関連して、企業はどのように事業活動を行っているか
- (4) 会計単位に関しては、権利と義務が相互に関連性を有するため、資産と負債とをネット・ポジションにより純額の資産又は負債を認識するという考え方と、資産と負債を別に認識するが純額で表示を行うという考え方がある。ただし、純額で表示を行う考え方を採用すると、(ミスマッチを避けるために) 測定原則を修正する必要がある点が難しいと考える。

## その他

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

13. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。
- (1) 会計単位に関しては、ネット・ポジションで、排出枠を超えた排出が生じた場合に負債を認識するという考え方と、資産及び負債を認識して、会計処理を整合させるという考え方がある。
  - (2) IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」では、政府補助金を名目金額で測定するという選択肢を有している。したがって、排出枠が無償で発行された場合には、資産を名目金額（すなわちゼロ）で測定し、無償の排出枠までの排出に係る負債を資産の名目金額で測定するという考え方もある。
  - (3) 排出量取引スキームの会計処理では、表示の単位又は会計単位と、負債の会計処理が重要な論点となる。負債に関しては、会計基準全体にわたる問題として検討した方が良いかもしれない。
  - (4) 排出量スキームについて、現行の会計基準（例えば、IAS 第 37 号「引当金、偶発債務及び偶発資産」、IAS 第 20 号）及び概念フレームワークに従って、会計処理を行うという考え方もあるが、それぞれの構成要素について別々に会計処理を行うと、スキームの経済実態を忠実に表現しない可能性がある。

## IV. 料金規制

14. 国際会計基準審議会 (IASB) は、料金規制のための特別な会計基準の開発を今後行うか否かを議論するためのリサーチの一環として、2014年9月17日にディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」(以下、「本 DP」という。)(コメント期限: 2015年1月15日)を公表している。
15. 本 DP は、次の点について広く意見を求めることを目的としたものである。
- 料金規制対象企業を対象外の企業と区別する特性は何か。
  - 料金規制対象企業に発生する特別の権利及び義務は何か。
  - 発生する特別の権利及び義務に鑑みて、料金規制対象企業に対して特別な会計処理を開発する必要があるか。考えられる会計処理としては、規制繰延勘定の認識、原価の繰延べと前倒し計上 (accelerating)、収益の繰延べと前倒し計上、両者の組み合わせ等が含まれる。
  - 財務諸表の利用者は、料金規制対象企業に対して投資意思決定を行う際にどのような情報を必要としているか。
16. 今回の ASAF 会議では、本 DP に記載されている IASB の予備的見解等について IASB スタッフから説明がされた上で、ASAF メンバーによる議論が行われた。議論にあたっては、FASB の代表者から、米国の料金規制会計の枠組みについて説明がされたほか、EFRAG の代表者から利用者に対するアウトリーチの結果とこれを踏まえて形成された予備的見解について説明がされた。説明の主な内容は、次の通りである。

### (FASB の代表者からの説明)

17. FASB の代表者からは、米国会計基準における料金規制会計の取扱いについて、主に次の内容について説明がされた。
- 米国では、料金規制のあり方として「サービス原価型」が一般的であり、当該仕組みを念頭に置いて、料金規制事業に固有の会計基準が定められている。このため、所謂インセンティブ型の規制の枠組みにおける料金規制事業については対象とされていない。
  - 料金規制事業においては、料金規制の取決めに基づいて、法的に執行可能な権利及び義務が生じる。当該料金規制の取決めは、米国の法律や最高裁判所の判例等によって長期にわたり開発され法的に執行されている。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- 米国会計基準では、料金規制の取決めに基づき、一定の料金規制事業において生じる権利及び義務は、概念フレームワークにおける資産及び負債の定義や認識基準と整合的に、規制資産及び規制負債として計上することとされている。
- 米国会計基準における料金規制事業の会計上の取扱いは、一般の会計原則や概念フレームワークと不整合な「例外処理」ではない。

#### (EFRAG の代表者からの説明)

18. EFRAG の代表者からは、欧州の財務諸表利用者の見解について、主に次の内容について説明がされた。
- 多くの利用者から、主要財務諸表に定量的情報が計上されるとともに、定性的な注記情報で補足されることが望ましいという見解のほか、料金規制の仕組みについて理解しやすい形で説明がなされることが望まれるという見解が示された。
  - 「定義された料金規制」に焦点を当てて検討を行うという IASB の提案を支持するという見解が示されたほか、本 DP で提案された会計処理アプローチのうち、原価と収益の認識の繰延べ・前倒しやその組み合わせを検討するアプローチを概ね支持するという見解が示された。
  - 料金規制の財務上の影響を理解するため、財務諸表上、規制繰延勘定残高及び同残高の変動を区分して表示することが望まれるという見解が示された。

#### ASAF会議での議論の概要

19. IASB スタッフや FASB 及び EFRAG の代表者からの説明を踏まえ、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

- (1) 料金規制の枠組みにおいて、回収される金額が将来の顧客からの代金回収に依拠する点で金融資産とは異なる性質を有しており、規制繰延資産を認識すべきか否かについて定かでない。
- (2) 料金規制の枠組みにおいて、原価の繰延べを行うことに強い抵抗はないが、例えば将来の 3～5 年間にわたって見込まれる利益に関する部分を資産に認識することが適切か。とりわけ、今後 3～5 年間で調整が行われず、次の期間で調整がされることもあり得るような場合、収益必要額と請求額の差額について権利や義務があると判断して良いとは考えない。
- (3) 中国の利用者にヒアリングを行ったところ、規制繰延資産・負債の認識は利益操作に

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

なるのではないかと懸念が示された。このため、開示によるアプローチを支持する。

- (4) 米国会計基準における規制繰延資産は、金融資産でも無形資産でもない独特の資産と考えられる。また、規制資産・負債を計上するのは、料金規制の取決めに基づいて法的に執行力のある場合に限るため、状況は非常に限定されている。
- (5) 料金規制の枠組みの条件については、国によっては開示が制限されているケースもあるという旨が指摘されており、開示要求の検討にあたってはこの点について留意した方が良いかもしれない。
- (6) ブラジルでは、20 社程度が IFRS で規制繰延資産及び負債の認識が許容されていないため、投資家向けに任意で規制繰延資産及び負債を認識した財務諸表を作成して開示している。

## ASBJ の発言要旨

20. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) 定義された料金規制から発生する規制繰延勘定残高（＝収益必要額－対顧客請求額）は、IASB における直近の概念フレームワークに関する暫定決定をベースとすれば、資産及び負債の定義及び認識規準を満たさないと直ちに結論づけることは困難と考えられる。
- (2) しかしながら、我々は、上記分析によって、直ちに規制資産又は規制負債を財政状態計算書に表示すべきと結論づけるべきかについて、更なる検討が必要と考えている。これは、概念フレームワークに関する暫定決定をベースとした資産及び負債の定義及び認識規準が、特定の資産又は負債を認識すべきでないかを判断する上で十分な厳密さを欠いている可能性があるからである。仮にそうである場合、概念フレームワークを最終化する前に、資産及び負債の定義や認識規準について更に見直す必要があることを示すものかもしれない。

## その他

21. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) 需要が非弾力的であるという前提が成立するかについて疑問がある。例えば、オーストラリアで電気代がここ 5 年で高騰した結果、需要量が減少したように、単価が上昇した場合でも需要が変わらないケースはむしろ少ないと考えられる。このような場合、規制繰延資産を認識することを適切と考えるか、あるいは、これ

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

を測定の問題と捉えるかが本プロジェクトのポイントであろう。

- (2) 米国会計基準では、インセンティブ型の料金規制事業を対象としていないが、近年、インセンティブ型の料金規制事業が多くなってきており、これに対応すべきとの見解が示されている。

## V. リース

22. IASB は、2013 年 5 月に公表した改訂公開草案「リース」(以下「2013 年 ED」という。)に対して寄せられたコメントを踏まえ、IAS 第 17 号「リース」の改訂に向けた審議を継続している。
23. 今回の ASAF 会議では、IASB スタッフより、リース・プロジェクトの最新の状況について次の説明がなされた。
- (1) 2014 年 10 月に開催された IASB 及び FASB (以下「両審議会」という。)の合同会議においては、リースの定義について審議が行われた。当該審議の結果、2013 年 ED で提案されたリースの定義(顧客が特定された資産の使用を一定期間にわたり支配する場合に、リースは存在する)を概ね維持する旨を確認したほか、リースの定義において、顧客が次の権利を有しなければならないことを明確化した。
- ① 使用期間を通じてリース資産の使用方法及び使用目的を指図する権利
  - ② リース資産の使用を指図することにより経済的便益のほとんどすべてを得る権利
- (2) 同会議において、2014 年 9 月の ASAF 会議において EFRAG から示されて提案を踏まえ、「顧客が当該資産単独又は別個に販売されている他の資源との組合せのいずれかにより、特定された資産の使用により便益を得る能力を有していなければならない」という要求事項をリース契約の定義に含めるべきかどうかに関して審議がなされた。審議において、一部のボードメンバーから意図しない結果についての懸念等が示されたことから、両審議会はスタッフに対して追加の分析を行うように指示した。
- (3) 今後、借手の開示と経過措置について再審議が行われる予定である。

### ASAF 会議での議論の概要

24. IASB スタッフからの説明に対し、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

(1) 先日開催された EFRAG のボード会議では、これまでに EFRAG が IASB のリース・プロジェクトに対して表明してきた見解を維持することが概ね支持された。現時点では、リースの定義の論点と両審議会の間コンバージェンスについて引き続き懸念が示されている。このうち、コンバージェンスについては、EFRAG のメンバーの意見は、いずれのモデルがよいかについて中立的であったが、リース基準の最終化の前に、IASB が FASB の会計モデルについてさらに検討することを希望する。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- (2) 両審議会が共同でコンバージェンスのために努力すべきという ASBJ や EFRAG の見解に同意する。
- (3) リース契約の一定割合が反復的に更新され、その更新が特定の時点に偏ることなく分散して行われるような状況では、IASB の会計モデルと FASB の会計モデルとで、純損益及び貸借対照表への影響に大きな差異は見られないと考えられる。
- (4) ASBJ の見解と同様だが、リースの定義とコンバージェンスは引き続き重要と考えている。

## ASBJ の発言要旨

25. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) 9 月の ASAF 会議で述べたように、リース・プロジェクトの重要な部分について両審議会が異なる結論に至ることを懸念している。特に借手の会計処理については、コンバージェンスの観点から十分な時間をかけるべきと考える。
- (2) 関係者が IASB モデルと FASB モデルの共通点と相違点を、概念上及びコスト便益の観点から評価することができるようにするため、FASB モデルの要求事項の詳細をしっかりと説明するのが望ましいと考えている。
- (3) ASBJ は、サービス構成要素が不可分である場合、顧客は資産の使用を支配していない可能性があると考えている。このため、どちらかを選ぶのであれば、2014 年 10 月の両審議会のアジェンダ・ペーパーに記述されていた代替案 A<sup>3</sup>の方向性に基本的に賛成である。なお、この点については、今後、具体的な取引に関する分析も必要と考えられる。

## その他

26. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) 借手の会計処理について、IASB の会計モデル FASB の会計モデルとの間でコンバージェンスを図ることを求める意見があることは承知している。但し、両者の間でコンバージェンスを行うためには、現実的には IASB が FASB の会計モデルを採用するという選択肢しかないと認識している。しかし、これまで多くの関係者が

---

<sup>3</sup> 代替案 A とは、顧客が当該資産単独又は別個に販売されている他の資源との組合せのいずれかにより、特定された資産の使用により便益を得る能力を有していなければならないという要求事項をリース契約の定義に含める案をいう。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。



IASBの会計モデルに対して概念的な優位性の観点から支持していたことを踏まえると、IASBがFASBの会計モデルに歩み寄る場合、別の批判を受けることが強く懸念される。

- (2) IASBの会計モデルは、2013年EDに寄せられた600通を超えるコメントレーターや投資家との会合等を踏まえて暫定決定に至ったものであった。また、これまでの分析やEFRAGが行った公開協議の結果では、IASBの会計モデルの方がコストがかからず、複雑性も低いという見解が示されている。このため、コンバージェンスを達成する観点から、IASBの会計モデルについて具体的にどのような点を改善すべきかについて明確ではないように感じている。

## VI. 退職後給付

27. IASB は、次の点を目的として、退職後給付に関する調査研究プロジェクトの実施を開始しており、2015 年にリサーチ・ペーパーを公表することを目途として作業が進められている。
- (1) 年金制度について、純粋な確定拠出型から純粋な確定給付型まで様々な形態があることを前提として、概念的にあるべき測定モデルについて議論を行うこと
  - (2) 当該測定モデルを採用する場合の長所及び短所を評価するため、各国における年金制度の動向に関する情報を提供すること
28. なお、当リサーチでは、IAS 第 19 号を開発した際に取扱いが明らかにされていなかった新しい年金制度を主要な検討対象としている。但し、検討を進めるにあたって、IAS 第 19 号における分類又は測定の方法について抜本的なレビューを行うことにつながる可能性があるため、割引率や給付の帰属を含め、関連する論点についても再検討を行う可能性があり得るとされている。
29. IASB スタッフによる今後の作業では、割引率の調査研究や保険契約及び概念フレームワーク等の関連するプロジェクトとの関係についても考慮することが予定されている。
30. 今回の会議では、調査研究プロジェクトの背景について説明された上で、当リサーチの範囲及びアプローチについて ASAF メンバーによる議論が行われた。

### ASAF 会議での議論の概要

31. IASB スタッフからの説明に対し、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

- (1) キャッシュ・バランス・プラン等の新たな年金制度が普及してきており、プロジェクトの開始を歓迎する。現行実務では、こうした制度については、2004 年に公表された解釈指針案 D9 号「拠出金または名目的拠出金に対するリターンが約束された従業員給付制度」を参照した会計実務が行われており、まずはキャッシュ・バランス・プランについて取扱いを明確にした上で、他の領域について検討を進めるべきと考える。
- (2) IAS 第 19 号は概ね適切に機能しており、直ちに大幅に改正すべきという訳ではないが、保険プロジェクトの類似性や将来の昇給を加味すべきかについての検討を含め、IAS 第 19 号について包括的な見直しを行うべきと考えている。但し、キャッシュ・バランス・プランについて緊急性が高いのであれば、短期的にこれに対応し、中長期的に

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

包括的な見直しを行うこともあり得るかもしれない。

- (3) カナダでは、確定給付型の制度は減少傾向にある一方、混合型の制度が増加してきており、リサーチを行う旨を支持する。なお、アジェンダ協議のプロセスを通じて、関係者に優先的に検討すべき課題について見解を求めることができるのではないかと考えている。
- (4) 米国でも、純粋な確定給付型の制度が減少し、混合型及び確定拠出型の制度が増加してきている。過去 10 年間で 2 回、キャッシュ・バランス・プランの会計上の要求について検討を行ったが、基準化には至っていない。それ以降、FASB は、リソースの制約から検討がされていないが、本来は包括的に検討を行うべきと考えている。
- (5) オーストラリアでも、確定給付型の制度がなくなる方向にあり、確定拠出型の制度が増加している。このため、新しい制度を対象にした限定的な見直しを行うとともに、包括的に調査・研究を行う二段階に分けたアプローチを選好する。

## ASBJ の発言要旨

32. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) 我が国を含め、多くの国や地域においても、債券利回りを参照する現行のキャッシュ・バランス・プランだけでなく、株式指標を参照するヨーロッパ型のキャッシュ・バランス・プランの検討も開始されている。このため、確定拠出制度と確定給付制度の両方の性格を合わせ持つ混合型の年金制度のように IAS 第 19 号を開発した当時には明らかになっていなかった制度に焦点を当てて調査研究を開始することに賛同する。調査研究を行うに当たっては、2016 年頃に検討が予定されている IAS 第 19 号(2011 年改訂) の適用後レビューの範囲との整合性に留意し、適用後レビューも効果的に実施することを期待する。
- (2) なお、IAS 第 19 号における退職後給付会計については、我が国関係者からは、現行の確定給付制度の会計モデルについても懸念が寄せられている。このため、退職後給付会計の測定のあり方についても検討を行う必要があると考えている。
- (3) なお、概念的に望ましい測定モデルを検討するにあたっては、制度資産と確定給付債務の純額表示に関する会計単位の考え方を概念的に整理する必要があるほか、再測定について OCI が使用される場合、OCI のリサイクリングを行う必要はないかについても十分な審議を行うことが望まれる。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

## VII.マクロヘッジ

33. IASB は、2014 年 4 月にディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」（以下「DP」という。）を公表した。
34. DP では、企業の動的リスク管理活動を企業の財務諸表に反映する新たなアプローチとしてリスク別のポートフォリオ再評価アプローチ（以下「PRA」という。）と呼ばれる手法を提案している。このアプローチにより、企業の動的リスク管理活動を財務諸表において忠実に表現するとともに、具体的なヘッジ手段を具体的なヘッジ対象と関連付けるという現行のヘッジ会計の要求から生じる実務上の複雑さを低減することを目指している。
35. ASAF 会議では、まず、IASB スタッフからは、DP に関するアウトリーチ活動で次のようなフィードバックが得られたことが説明された。
- (1) DP は動的リスク管理の下での会計上の問題点を的確に識別しているとされ、プロジェクトを進めることに支持があった。
  - (2) しかし、DP で提案されている PRA は、必ずしも全ての状況に適切でないとされ、正味金利収益の安定化の観点（cash flow perspective）を適切に表さないと指摘された。
  - (3) 最も議論の多かった点は適用範囲であった。利用者は動的リスク管理に焦点を当てた適用範囲の基本的な考え方に賛同したが、作成者は、その適用範囲は広すぎるとして、リスク軽減に焦点を当てた適用範囲を愛好した。
  - (4) 行動予測を考慮することに支持が集まったが、同時に利用者を含む関係者は、行動予測を反映した数値の堅牢さ、利益操作の可能性、比較可能性の欠如に懸念を示した。
  - (5) 銀行が動的リスク管理の全体像を提供できるように、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」を根本的に改訂すべきことが主張された。
36. 前項のフィードバックを踏まえて、次の点に関して、メンバーの見解が求められた。
- (1) リスク軽減に焦点を当てた範囲に適用する PRA は、DP の 2 つの主要な目的（動的リスク管理活動の反映、実務上の複雑性の減少）を達成することは可能か。
  - (2) DP で検討された PRA は、正味金利収益の安定化というリスク管理目的を反映してキャッシュ・フローの観点を考慮すべきか。
  - (3) 行動予測に関するガイダンスをどの程度、IASB は提供すべきか。行動予測に伴う比較可能性の欠如と利益操作のリスクにどのように対処するか。重要な概念上の

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

問題にどのように対処するか。

- (4) 開示の範囲は、PRA の範囲と整合させるべきか。プロジェクトは認識及び測定ではなく、開示に基づく解決策を模索すべきか。

## ASAF 会議での議論の概要

37. IASB スタッフからの説明に対し、カナダ会計基準審議会及びオーストラリア会計基準審議会から関係者のフィードバックの要約のプレゼンテーションがあった。その後、他の ASAF メンバーを含めた意見交換が行われた。プレゼンテーションも含めた ASAF メンバーからの意見は次のとおりである。

### (全般事項)

- (1) プロジェクトに対して、金融機関以外からインプットを得るのは困難であった。これは、DP が金利リスクに焦点を当てていたほか、内容が複雑であったため、金融機関以外の関係者が自らの業務に引き寄せて考えるのが困難だったためである。
- (2) 銀行のヘッジ会計の対応はかなりの部分をシステムが担っており、システムの構築に時間と労力をかけて取り組んできている。このため、関係者は、現行のヘッジ会計の取扱いをベースとした改善を選好している。システムやプロセスの変更を伴う場合には、便益がコストを上回るか慎重に検討する必要がある。
- (3) プロジェクトを動的リスク管理に関する会計処理のリサーチと現行のヘッジ会計の改善に焦点を当てた基準レベルのプロジェクトに分割すべきである。

### (PRA への見解)

- (4) 利用者は、企業のヘッジ活動への取組みの程度やその結果に関心があり、これは、リスク軽減活動に焦点を当てた適用範囲について認識及び測定で対応すべきであり、動的リスク管理に関する全体的な情報は、開示で対応すべきと考える。
- (5) DP は、現行のヘッジ会計の下で動的リスク管理を会計処理することの主な懸念を適切に捉えている。しかし、全面的に再測定を行う PRA はその懸念に適した解決策ではない。リスク管理の全体像を投資家に伝えるには、開示等を通じて行う方がよいのではないかと考える。
- (6) 銀行は、保有するポジションの公正価値をベースに管理しているのではなく、正味金利収益の安定化の観点から、リスク管理を行っている。公正価値は、単にある時点の価値を示しているに過ぎず、将来の金利収益特性を示すことはできない。開示とセットで情報を提供すべきである。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(行動予測の考慮)

- (7) 行動予測については、銀行は過去のデータをベースとして、行動予測を反映できるのではないかとされている。
- (8) 銀行は、現行の IFRS の枠内で代替的ヘッジ(proxy hedging)といわれる手法を用いてヘッジ会計を適用しているが、適用上、ヘッジ対象が十分に識別できない旨が指摘されている。この点は、コア要求払預金をヘッジ対象として識別する旨を認めることにより解決することが考えられる。
- (9) 行動予測を考慮することは重要であり、ヘッジ会計だけでなく、製品保証や保険会計等、他の領域でも考慮されている。銀行が、リスクを契約ベースでなく行動ベースで管理しているのは明らかであり、行動予測を十分に考慮しないのは、現状のヘッジ会計の欠陥の1つである。

(開示の改善)

- (10) 短期的な改善が見込まれる領域の1つとして開示があり、代替的ヘッジの性質の開示や、リスク管理活動に係る開示が考えられる。

## ASBJ の発言要旨

38. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) PRA をリスク軽減活動に焦点を当てた範囲に適用する場合、DP の2つの主要な目的をともに達成することを目指すことにならないと考える。仮にリスク軽減活動に焦点を当てた適用範囲の検討を進めるのであれば、検討の方向性に相応しい目的を据えるべきである。
- (2) キャッシュ・フローの見積りに行動予測特性を反映することについては、一定の利点があると理解しているが、行動予測特性を反映させる場合、見積りの不確実性への懸念も提起されるため、検証可能性が確保されるような十分なガイダンスを提供すべきである。
- (3) エクイティ・モデル・ブック (EMB) については、概念フレームワークからの逸脱は重大であり、それを乗り越えるだけの正当性が乏しいと考える。パイプライン取引やコア要求払預金については、まず、どのような概念上の問題を提起するかを整理することが必要と考える。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

## その他

39. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) DP で記述したように利用者が求めているのは利益の質に関する情報であり、正味金利収益を分割して、ヘッジ目的で安定化させている部分とそうでない部分を明白にすることで達成される。
- (2) 作成者が求める便益と利用者が求める便益には違いがあり、IASB は、プロジェクトで達成すべき目的をよく検討する必要がある。また、行動予測を考慮することについて、利用者は数値の堅牢さを心配しているものの、保険や信用損失のモデルが現在価値測定モデルであることを考えれば、さほど心配はしていない。
- (3) 総括すると、動的リスク管理への対応について、IASB の取組みが評価された。検討範囲を、動的リスク管理全体とするか、その一部とするかについては見解が分かれていたが、いずれにせよ、検討を進める上で開示が重要な役割を果たすというのが全体的な意見であった。

## VIII. 持分法

40. IASB は持分法のリサーチ・プロジェクトを開始している。今回の ASAF 会議では、これに関連して、各国会計基準設定主体から、持分法会計に関して現在行われている次の取組みについて説明がされた上で、ASAF メンバーによる議論が行われた。

(1) 韓国会計基準委員会 (KASB) : リサーチ・レポート「持分法」

(2) ASBJ : 持分法に関するアンケート調査に対するフィードバック

41. 上記のうち、KASB による取組みと ASBJ による報告の主な内容は、次の通りである。

### (KASB : リサーチ・レポート「持分法」)

42. KASB によるリサーチ・レポートでは、新たに「持分により会計処理されるグループ (Equity-Accounted Group)」という概念を導入し、これをベースとして、次のとおり持分法のあり方について 3 通りの方法を検討している。

項目	代替案 1	代替案 2	代替案 3
「持分により会計処理されるグループ」の範囲	関連会社を含める	関連会社のうち、持分相当を含める	含めない
会計処理	資産及び負債は全て帰属させ一行で表示	資産及び負債の一部を帰属させ一行で表示	投資の測定
投資の性質	事業	事業の一部	金融

43. リサーチ・レポートでは、この 3 つの代替案によって想定される会計処理と IAS 第 28 号 (2011) における要求事項とを比較した結果、現行の IAS 第 28 号は 3 つの代替的概念が混在していることが判明した旨が報告されている。

### (ASBJ : 持分法に関するアンケート調査に対するフィードバック)

44. ASBJ は、持分法を使用した情報に関する有用性及び実務上の課題に関して見解を求めするため、日本の市場関係者にアンケート調査を実施しており、当該アンケート調査の結果について報告を行った。

45. アンケート調査では、基本的な論点に焦点を当て、主に、持分法の適用からもたらされる情報は有用であるかと思うかどうか、適用範囲について適切かと思うか、適用に当たってどのような課題が識別されているかについて質問した。調査の結果、回答者からは、持分法の適用について有用とのコメントが多く示されており、少なくとも、IFRS 第 9 号「金融商品」で定められている他の資本性金融商品への投資の会計処理と

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。



整合するように、全てを FV-PL による測定に変更するような根本的な変更を行うことは、適切ではないと考えているとの意見が示された。また、適用範囲については、適時に持分法の適用に必要な情報を入手することが困難な状況が識別されたほか、適用上の課題については会計方針の統一や決算日の統一を含め、様々な課題が示された。

## ASAF 会議での議論の概要

46. IASB スタッフからの説明に対し、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

- (1) 持分法を適用する際に、未実現利益を消去するのは、投資先がどの程度投資者のコアな活動を行っている場合に限るべきとの見解がある。この他、投資者と投資先との取引条件が、第三者間取引と異なる条件の場合に限って未実現利益を消去するという見解もある。
- (2) 持分法の適用範囲について、概念フレームワークの報告企業の議論との関係でも検討すべきではないか。
- (3) 投資者は、関連会社又は共同支配企業を支配していないので、持分法は一行連結ではなく測定基礎であると考え。持分法を測定基礎と考えた場合に、関連会社又は共同支配企業に Level 1 の公正価値があれば、持分法より公正価値による測定が、投資者の投資先への関与をより良く表現するのではないか。
- (4) 持分法適用投資先が上場企業であれば、市場価格が最も投資先の価値を表すと考えられ、その場合、持分法は測定の一部となろう。このため、持分法については根本的な見直しが必要ではないか。
- (5) 持分法については、関係者から大幅に見直すべきでないという見解が聞かれている。
- (6) 中国では、ほとんどの関連会社は上場していない。このため、仮に関連会社に公正価値測定を求められたならば、中国の市場の関係者は、信頼性のある測定という観点から、大きな懸念を有することになると考える。
- (7) 関連会社と共同支配企業は異なる会計処理が妥当である可能性があり、関連会社への投資については測定アプローチが適切と考えている。

## ASBJ の発言要旨

47. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- (1) 持分法について、一行連結と捉える見解と測定基礎の一種と捉える見解があることは認識しているが、我々は、親会社株主に帰属する純利益の表示のために最も有用な方法が選択されるべきと考えており、必ずしもいずれかの見解に完全に依拠すべきとは考えていない。
- (2) 持分法が IFRS 第 10 号「連結財務諸表」において定められている連結手法でないことは明らかであることを前提とすれば、持分法の性質は投資先の純資産をベースとした測定方法の一種として位置づけるほかないと考えられる。但し、親会社株主に帰属する純利益を有用なものとする観点から、連結手続を参考にした調整手続がされることは望ましいと考えている。このような調整手続が一般的に「一行連結」と呼ばれているものと認識している。
- (3) 投資先が上場企業の場合には、公正価値測定は目的適合性があるかもしれないという議論では、FV-PL が有用なのか、FV-OCI が有用なのかは検討されていない。財務業績を報告する観点からは、(投資先が上場企業であっても) 持分法が有用な情報を提供すると考える。ただし、財政状態を報告するという観点からは、投資先に重要な影響力を有している場合であっても、公正価値による測定が有用である場合がある。
- (4) 以上を前提とした場合、今後 IASB が予定しているリサーチ・プロジェクトにおいては、主に次の点を明確化することが有用と考えている。
- 現在行われている「概念フレームワーク」における純損益の位置づけに関する議論において、持分法投資損益の性質をどのように合理的に説明することができるか。また、当該議論との関係で、持分法の適用はどのような状況において適当とすべきか (適切な持分法の適用範囲)。
  - 持分法の適用にあたって、連結手続と同様の手続の適用が必要な項目は何か、また、必要でないとしても連結手続と同様の手続の適用が望ましい項目はあるか。
  - 持分法の適用から得られる財務情報を有用なものであることを維持しつつ、持分法の適用にあたっての実務上の負担を、どのように軽減しうるか。

## その他

48. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) 今回の議論では、特に投資先が上場企業の場合には、公正価値測定に対する一定の支持が得られていたが、財務業績の観点から、公正価値測定が妥当なのかを検討する必要がある。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

## IX. 外貨換算

49. 2014年10月にIASBは外貨換算に関するプロジェクトを継続すべきかどうか、継続する場合、プロジェクトの範囲をどのようにすべきかについて審議を行った。IASBは、審議の結果、IAS第21号「外貨換算」に関する狭い範囲の修正については更なる検討は行わないほか、包括的な見直しについて長期的なプロジェクトに位置付けることを暫定決定した。また、IASBは外貨換算を「アジェンダ協議2015」に含め、当該協議プロセスを通じて、外貨換算プロジェクトの今後の方向性について意見を求めることとした。
50. IASBは、外貨換算プロジェクトを長期的なプロジェクトに位置付けることは、今後IAS第21号について狭い範囲の論点が生じた際に長期の研究・プロジェクトと対立することなく対応することを可能にするものであると考えている。
51. 今回のASAF会議では、ASAFメンバーに対して、IAS第21号に関する概念的論点等について研究を行っていくことに関心を有するかについて質問がなされた。

### ASAF 会議での議論の概要

52. IASBスタッフからの説明に対し、ASAFメンバーから主に次のような意見が示された。

- (1) 今日までにIASBがIAS第21号の分野において既に多大な作業を実施済みである。今後、IASBが外貨換算のプロジェクトを進めていく場合、IASBが実施した作業を基礎として検討を進めていくことを想定しているのか。
- (2) IASBの暫定決定の方向性を支持する。米国においてもベネズエラにおける複数の為替レートの取扱いについて課題が指摘されているが、それ以外に基準適用上の重要な懸念は識別されていない。

### ASBJの発言要旨

53. 本件について、ASBJから、主に次の発言を行っている。

- (1) IFRIC等により検討されたIAS第21号の限定的修正に関する論点のうち、機能通貨の決定方法については、我が国では、強い懸念が示されており、IFRSの任意適用に当たっての障害になっている。本件については、IFRSが米国会計基準と比較してやや硬直的ともいえるガイダンスを示しており、結果として、経営者が事実と状況に基づいた

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

判断を行うことを妨げているという指摘があるほか、必要とされるリソースは限定的であり限定的な修正を行うことで対応が可能であることから、早急な対応を図ること強く提案する。

(2) IAS 第 21 号について、外国建為替項目の機能通貨への換算のうち特に外貨建債権に関する部分について、換算目的及び手法を概念的見解から明確化するように検討を行うことは、次の理由から、有用と考えている。

① IASB は、概念フレームワークのプロジェクトにおいて、外貨換算については一つの基準（IAS 第 21 号）で対応されているため、概念フレームワークで明らかにする必要はないと説明している。しかし、IAS 第 21 号においては、IASB または IASC がどのように結論に達したのかの理由や概念を提供する結論の根拠が示されておらず、IAS 第 21 号の要求事項の概念が不明確な箇所がある。IASB が外貨換算を概念フレームワークの一部として取り扱わないと決定した場合には、当該基準において、考え方を明らかにすることが必要がある。

② 2 点目として、外貨建債券に関することであるが、測定は主に金利リスクに関連しており、一方で換算は為替リスクに関連していると理解している。これら 2 つのエクスポージャーは経済的に相互関係を有しているが、特に投資の再測定の関連する部分を OCI に分類するべきかどうかについて、IAS 第 21 号に基づく会計処理は異なっていると考えている。これらの会計処理については IFRS と米国基準で異なる。

## その他

54. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

(1) 今後、IASB が外貨換算のプロジェクトを進めていく場合、IASB が実施した作業を基礎として検討を進めていくことを想定している。

(2) IASB にとっては、外貨換算のプロジェクトを短期的な取組みから長期的な取組みへ移すことにより、現行基準における個別の問題点についてより適時に対処するための裁量が生じることになる。これによって、例えば、機能通貨の論点についても短期的な対応を行うことを検討できるようになるかもしれない。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

## X. 保険契約

55. IASB は、2013 年 6 月に公表した改訂公開草案「保険契約」（以下「改訂 ED」という。）に寄せられたコメントを踏まえ、2014 年 1 月より再審議を継続している。今回の ASAF 会議では、これまでの ASAF 会議で議論された内容（及びそれに対する IASB 会議における無配当契約に関する暫定決定及び IASB 会議の教育セッションにおける有配当契約の検討状況）に関する説明がされており、ASAF メンバーへの質問事項は特段示されなかった。
56. 但し、2014 年 11 月の IASB 会議（教育セッション）では、有配当契約に関して、CFO Forum による代替モデルが紹介されており、今回の会議では、主に当該代替モデルに関連して ASAF メンバーによる議論が行われた。当該代替案モデルの概要は、次のとおりである。
- (1) 全ての有配当契約に適用可能である。これにより、経済的に類似した契約には一貫した処理が適用されることが確保される。
  - (2) 全てのタイプの契約に単一の測定基礎が適用されるほか、負債の測定において単一の割引率が適用される。オプションと保証の処理は他の全てのキャッシュ・フローと整合的に取り扱われる。
  - (3) 将来の期待損益に影響を及ぼす全ての仮定（基礎となる項目の価値及び再投資の仮定に影響を受ける金融面の仮定を含む）の変更に対して、契約上のサービス・マージン（CSM）をフルにアンロックする。CSM は、契約上のサービスの提供から発生する全ての将来の期待利益を表象する。
  - (4) CSM は、契約上のサービスの移転を最も反映する方法で純損益に解放される。
  - (5) 金利収益と金利費用の一貫性を提供するために、ポートフォリオの直近の簿価利回りが純損益に計上する金利費用を決定する割引率として使用される。
  - (6) 保険者は、割引率変動の影響を OCI か純損益に表示することを会計方針として選択できる。これは、保険者の ALM 戦略を反映するため、及び、資産の会計方針の結果として必要である。

### ASAF 会議での議論の概要

57. IASB スタッフからの説明に対し、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

#### （CFO Forum の代替案について）

- (1) CFO Forum の代替案のうち、フルアンロックする提案についてハイレベルでは支持するが、更に詳細を検討していく必要があると考える。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(2) AOSSG メンバーからは、簿価利回り法について任意で選択できるようにすべきであるという見解が示された。

(3) CFO Forum の提案は、多くの関係者からハイレベルのサポートを得ていると理解した。今後、IASB が本プロジェクトを進めるにあたっては、関係者の理解を促す観点から、IASB は、特定の方向性を採用する場合の理由を明確にしていきたい。

**(統合 OCI アプローチについて)**

(4) 利益が稼得されるまで当該未稼得利益を OCI に表示するという ASBJ の提案には、完全には同意できない。未稼得利益は負債で表示する方が良いと考える。

**(その他の論点)**

(5) 経過措置における「実行可能でない(impracticable)な場合」の意味が必ずしも明確でないという見解が示されている。

(6) IFRS 第 9 号「金融商品」と IFRS 第 4 号「保険契約」の経過措置の関係について検討する必要がある。

(7) 開示については、更なる検討が必要である。特に、金利費用を純損益に表示する選択をした場合、OCI に表示する選択をした場合と同様の開示を要求する点について懸念がある。

(8) 米国では、現在、保険契約の会計基準に関する限定的な改訂が最終局面を迎えているが、保険事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移を、10 年以内の年限に区分して開示する要求提案について監査人の独立性の観点から懸念が示されている。当該開示は、IFRS 第 4 号で既に要求されているが、IFRS でも同様の問題が発生する可能性があるため、情報提供させていただく。

## ASBJ の発言要旨

58. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

(1) 我々は、CFO フォーラムの提案を精読し、保険契約の会計について、まだ解決されていない様々な課題が存在している旨を理解した。したがって、我々は、IASB がこれらの課題について、十分な時間をかけて検討することが重要と考えている。

(2) そこで、まず、日本の市場関係者からのフィードバックを共有させて頂きたい。我々が日本の市場関係者（特に生命保険会社）にヒアリングを行ったところ、関係者からは、CFO フォーラムが提案している「CSM の完全なアンロック」に対して、強い支持

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

が示された。彼らは、保険契約について引受活動と投資活動を明確に分離することは困難であり、金融面の仮定の変更と非金融面の仮定の変更を統合的な方法で取り扱うことによって、財政状態及び財務業績がより適切に反映されると考えている。

- (3) しかしながら、この CFO Forum 提案を検討している過程で、CSM を負債に表示することが適切かどうかについて改めて検討が必要ではないかという見解が示された。これは、CSM を完全にアンロックして負債に表示することを前提とすると、当該負債の測定基礎の性質について疑問が生じるためである。また、CSM が当初認識時点で算出された繰延利益としての性格を有する点を考慮すると、CSM を負債に表示することが、概念フレームワークとの関係で著しい不整合が生じさせることになるかという点について、疑問が生じている。
- (4) これまで、IASB は、収益認識基準との整合性の観点から CSM を履行義務の一部と捉えて議論しているほか、2014 年 4 月の IASB 会議において、「統合 OCI」という選択肢を再検討しないことを暫定決定したことについては理解している。しかし、有配当契約に関する CFO フォーラムの提案の便益と課題を踏まえると、当該選択肢を改めて検討することに価値があると考えられる。また、将来の未稼得利益を OCI に表示する考え方は、概念フレームワーク・プロジェクトにおいて議論されている財政状態を報告する観点から目的適合的な測定基礎と財務業績を報告する測定基礎の差額を OCI に表示するという考え方とも整合的である。
- (5) 当該選択肢が保険契約の会計処理に関する様々な難題を解決する近道であるとも考えられ、これについて、他の ASAF メンバーからのご意見も伺えれば幸いである。

## その他

59. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) 日本の市場関係者（特に生命保険会社）が、CFO フォーラムが提案している「CSM の完全なアンロック」を強く支持しているのは、どのような理由からか。  
(ASBJ からは、「CFO Forum による提案によると投資業務と引受業務を一体で管理している保険会社の事業のあり方と会計モデルとが整合的になる点で、日本の市場関係者（特に生命保険会社）は評価している」旨を説明した。）
- (2) CSM はそれ自体では負債ではないが、保険契約負債を全体として測定する際の分離できない一部分である。
- (3) ASBJ から発言のあった 2 つの測定基礎の差額とは、何と何の差額か。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(ASBJ からは、「財務業績を報告する観点から適切と考えられる測定基礎と財政状態を報告する観点から適切と考えられる測定基礎との差額である」旨を説明した。)

- (4) 未稼得利益を OCI として資本の一部に表示することは、Prudent といえるか
- (5) CSM は繰延利益ではなく、未稼得利益であるため、当初認識時点において資本とすることは適切でないほか、当該取扱いは、他の基準における取扱いと整合的である。また、CFO Forum の代替案を支持しながら、未稼得利益を OCI に認識すべきとするのは、矛盾しているのではないか。
- (6) 経過措置における「実行可能でない場合(impracticable)」の意味は、IAS 第 8 号に規定のとおりである。



## XI. アジェンダ協議 2015

60. IASB は 3 年毎に IASB の作業計画について公開協議を実施することがデュー・プロセス・ハンドブックにより求められている。IASB は、直近のアジェンダ協議（アジェンダ協議 2011）が 2012 年に完了したことを踏まえ、次回のアジェンダ協議を 2015 年中に実施することを予定しており、これに関する「意見募集」文書が 2015 年末に向けて公表されることが予定されている。
61. アジェンダ協議は、作業計画の戦略的方向性とバランスについて公式に一般からのインプットを得るとともに、優先的に取り組むべき財務報告の課題や IASB の作業計画から削除すべきものがあるかについて広く提案を求めることを目的とするものである。今回の ASAF 会議では、次回のアジェンダ協議に向けた進め方等について議論された。

### ASAF 会議での議論の概要

62. IASB スタッフからの説明に対し、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

- (1) 既存の IFRS 維持管理に関して、解釈指針委員会と IASB の間のやり取りで相当の時間を費やしたケースがあり、こうした点について改善が望まれる。
- (2) 前回のアジェンダ協議が 2011 年に実施され、3 年毎にアジェンダ協議を実施するとされているにも関わらず、「意見募集」文書が 2015 年末まで公表されないのは進め方として遅すぎるのではないか。また、アジェンダ協議と適用後レビューの関係を明確にすべきでないか。
- (3) 新基準を公表しない期間を設けるとともに、新たに公表された基準に関する適用上の課題に対処することが重要である。
- (4) 財務諸表作成者や監査人は、IFRS 第 15 号等の大幅な改訂を伴う基準の適用に向けて準備を進めており、アジェンダ協議を通じて得られる市場関係者からの提案に対して、どの程度対応できるかについては現実的になる必要がある。

### ASBJ の発言要旨

63. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) アジェンダ協議 2011 の積み残しが多くある状態であるが、そのことをもって新たなアジェンダの募集を限定的にすべきではないと考える。各国で生じている最新の問題意識を収集し現時点で必要と思われるアジェンダを適切に把握するよう、前回のアジ

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

エンダ協議と同じような形式で意見募集すべきである。

- (2) ASAF レビューにも関係するが、IASB で議論するアジェンダの設定及びその定期的なレビューを ASAF 会議の機能として設けるべきではないか。
- (3) アジェンダ協議にあたっては、IASB 理事及びスタッフのリソースを識別するとともに、重要と識別された項目について十分なリソースがないと判断された場合、適切な人材のリクルート、各国会計基準設定主体への協力要請等について検討を行う必要がある旨も明示することが考えられる。
- (4) 適用後レビューによるフィードバックにおいて特に検討を行うことが必要とされた項目については、改めて意見収集を行うことなく、適切なアジェンダ設定を行うべきと考えられる。例えば、IFRS 第 3 号の適用後レビューに寄せられたフィードバックを踏まえると、のれんの償却非償却に関する論点、のれんの償却期間に関する論点、無形固定資産の識別に関する論点など IFRS 第 3 号に関連する論点についてはアジェンダに加えた上で十分な審議を行うべきと考えている。

## その他

64. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) 今回のアジェンダ協議と前回のアジェンダ協議との違いは、調査研究プログラムにより何をすべきかが明確になっている点であり、意見募集文書において、現在進められている調査研究プログラムを考慮しないのは適切でないと考えられる。
- (2) 最近公表された基準に対して解釈上多くの疑問が示されている一方、以前公表された基準については重要な会計上の論点が示されている。このため、適切なバランスが維持されるよう、最近公表された基準と以前公表された基準への対応について適切なバランスを見出す必要がある。

以 上